

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年3月14日(木) 15時00分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者 委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 川 脇 幸 子

議長 ただ今から、令和6年第3回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と川脇委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について』

『議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について』

『議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、議案の内容について一部訂正がございます。皆様のお手元に1枚紙をお配りしておりますが、こちらが議案24ページの落丁部分の追加ページとなります。したがって、こちらの1枚紙が議案の24ページの内容に該当いたしますので、その上で議案内容をお読み取りいただきますようお願いいたします。申し訳ありません。

それでは議案の説明に入らせていただきます。ページ番号3 をご覧ください。申請地は、役場より南東2.4kmに位置する第三種農地です。位置は3条ー1で示しています。取得目的は、新規就農です。譲受人は現在町内のアパートに住んでおりますが、手狭なため農地と併せて購入予定の住宅に住みながら耕

作を行うとのことでした。

利用計画については、米及び季節野菜の栽培です。草刈機、軽トラなどを譲渡人より譲受予定であり、また不足の農機具等については〇〇より借り受け、〇〇の指導員より農業指導を受けながら耕作予定です。住宅については、申請書と併せて住宅の売買契約書の写しの提出があったことを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 別に問題ありません。

重森委員 今現在荒れておりますので、重機等入れてやらなければちょっと田んぼにはならないと思いますが、まあ〇〇が指導するということで、特に問題はないんじゃないかと思います。

議長 はい、私もこの家はよく知っていますが、今言われるように農協が農機具がない方には農機具の方レンタルをしております。そういう意味では本気でやる気がありましたら、機械のレンタルは出来ると思いますので、指導するようによく言っておきます。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南1.6kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条ー2で示しています。取得目的は、経営規模拡大です。

譲受人は現在町内在住で、新たに自己所有農地の隣接農地である当該地を購入し、耕作予定です。譲受人は現在稲作を既に行っており、トラクター等の農機具を自身で保有されております。利用計画については、稲作の農閑期対策として野菜の栽培、一部ブルーベリーの栽培を行うということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 内容的には問題ありません。

重森委員 今現在も買い手の●●さんがこの土地を管理しておられますので、問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5および6をご覧ください。申請地は、役場より西3.7kmに位置する第二種農地です。位置は3条-3で示しています。取得目的は、新規就農です。

譲受人は現在福岡市在住ですが、4月に譲受人の実家がある本町へ戻り、こちらに住みながら耕作される予定で、その旨を示した申立書の提出がありました。営農に必要な農機具は譲受人の実家の倉庫に保有しているとのことです。

また、4月より町内の農業法人で就労予定のため、技術の面においてもサポートを受けながら今回取得する農地を耕作するとのことです。利用計画につい

ては、季節野菜の栽培ということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 現状はですね、この圃場は3枚に分かれて3段になっている圃場です。で、現在は草が覆ってですね、まあ長い間休耕状態だったということがうかがえる状況です。ただそのうち1枚がですね、最近開墾が進められているように見受けられました。それでちょっとあの、当日調査に行ったときに近所の人が丁度おられたので話を伺いましたら、数ヶ月前からですね、雑草の駆除ということで自分自身の方でだいぶ整理を進めておられるということで聞いておりますので、別に問題ないと思います。

福本委員 まあ補足になりますが、●●●●さんは譲渡人の子供さんっちゅーか、子供というかお父さんの子供なんですかね、ええーこちらに帰ってきたいという意向を周辺の方にも伝えておられて、実際この●●●●さんの家の周辺の山林とかも●●●●さんの名義になっておりますから、腰を落ち着けてまあ勤め先は色々探すにしても兼業でやられるんじゃないかなと思います。まあ、子供さんまだ小さいんで、農業しながらタイミングを見て引っ越したいというような意向でした。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番についてですが、こちらは、「議案第2号1番 農地法第4条の規定による許可申請について」の案件と関連するものです。ここでお諮り(はかり)します。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関

連案件と考えられる議案第1号4番及び議案第2号1番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第1号4番及び議案第2号1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7および8をご覧ください。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地です。位置は3条-4及び4条-1で示しています。3条-4については、今まで譲受人の親戚が所有していましたが、この度譲受人が取得し、ブルーベリーやミカン等の果樹を植えたいということで申請がありました。営農に必要な用具については、不足分を購入される予定とのことです。

現地はこの度の申請に関して相談があった際、事務局で現地を確認したところ、全体的に砂利が敷かれた状態でしたので、申請の際には砂利を撤去し、原状回復を行うとのことで、申請者から申し出が出ておりました。そして昨日、もう一度現地の方を確認したところ、砂利はそのままになっており、原状回復がなされていない状態でしたので、追加で報告をさせていただきます。

続いて、4条-1についてですが、こちらの転用目的は、自己用住宅敷地拡張です。現在、4条-1の下部に記載のある住宅が4条-1にはみ出した状態で建築されており、違反転用状態ですので、本案件は追認で申請する内容となります。また、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。また、3条-4の譲受人及び4条-1の申請者は親子関係にあり、現在同居されているとのことで、今後も引き続き居住予定とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 3条-4につきまして、申請地には説明がありましたように、畑の

状態でなくて砂利が敷いてあります。で、現状が畑地になってから4月の農業委員会でもう一度審議したらどうかなというふうに考えています。4条－1につきましては、あの始末書が出ていますので別に問題ないというふうに考えています。

南委員 はい、今ありましたようにですね、ここは場所をご存じとは思いますが、右側にある建物は新しくできた介護施設ですよ。あそこで新しい家が、隣に新しい家が建っていると。自分の土地に建てる家ですから問題ないと思ったんですが、今ありましたように3条－4についてはですね、3条申請ですから、農地を農地で買うっちゅーことで、農地を農地で移転するんですが、現在農地じゃないところ移転するんじゃない問題があるので、農地にさせていただくということで、砂利を全部除けてもらうということに、そういう申出があったので受けたんですが、申出とおりにしておりませんので、それが確認出来てから再度申請してもらおうと思います。で、もう一つの4条－1ですが、要するにこちらは自分の土地に家を建てるということでそれなら問題はなかったんですが、まあ自分の土地に、農地に家を建てるということで、小さな面積でしたら事前に申請があれば許可出来るんですが。県の方にも確認してもらいましたが、そういうことならば現実的にそうなって、実際に農地の上にとってもひさしがかかっているぐらいですから認めようということになりましたので、そういうことでご確認の上、審議していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。じゃあそういうことで、やりたいと思います。で、順番ですが、3条－4についてはそういう意味でまだ農地に回復してないものを認めるわけにいかないのだからこれは保留したいと思います。よろしいでしょうか。はい、では全員の方が保留ということで確認が取れました。で、もう一つの4条－1についてはですね、もう現実的に家が建ってひさしがかかっているということですから、

認めたいと思います。一応始末書で確認したということにしますので、これもご理解いただけたらと思いますので、ご確認のための挙手をお願い出来たらと思います。はい、よろしいでしょうか。はい、すいませんそういうことでいきたいと思います。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南2.5kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。当該地は砂防法の対象地となりますが、柳井土木建築事務所への許可申請書の提出を確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 11 と 12 を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南 2km に位置する第二種農地です。位置は 5 条－2 で示しています。転用目的については、所有権移転で進入路です。当該農地には、以前から所有者が簡易道を敷設しており、現在は譲受人の事業地への進入路として使用されている状態です。本案件は追認で申請する内容となるため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。また、事業計画書には、所有権移転後も当該地周辺の関係者の通行を認める旨の記載が有ることを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。驛重委員、すいません。ここはあの、重森委員が近くで住んで過去に問題があったところですから重森委員の方から説明していただいてもよろしいでしょうか。

驛重委員 はい、お願いします。

重森委員 それではこの土地について、ちょっと現地も見たのですが。まあ、30 年くらい前からこういう状態になっておりまして、ただ赤線青線との境界が全く分からなくなってるし、それに今通行させると言いましたが、奥は門扉がありまして通行出来ないようにしてますので、それはちょっとおかしいと。それとなおかつ、奥に前回埋め立ての許可申請が出たときに、上高く盛らないということで今回盛ってないと思ったらその隣の田んぼにその泥をみんな造成してしまいました。それも無許可ですので、これについてはちょっと許可、ちょっと難しいというか保留という格好になるかなと思います。というのも、この赤線も建設課と、赤線青線についてよく協議してもらってやっていただかないと、こうやって勝手に、前も同じことですがそのへんの条件を付けるのと、また奥をさらに埋め立てよるから、そのへんもあるから全部一緒に出してもらわないとちょっと許可は下りないのではないかと、で、保留と。

議長 はい、前はいつ頃じゃったかね。奥の方を埋めて、高くなつとるから危ないけ低くせいつちゅ一話やったよね。

重森委員 それで奥の土地、今造成しよるんよ。押しよる。

事務局 令和3年の12月ですね。昨日確認をしました。

重森委員 そのときに（聞き取り不可）しますよつちゅ一ことで出してきて、なおかつこれで法令遵守しないからちょっと。

議長 あの例の…（聞き取り不可）遵守しますで書いても全然守ってないことと同じことであって、文書だけ出せば済むというような農業委員会が意味がないんでね。今回はちょっと罰則も含めて保留しなければ、農業委員会の意味なくなるのでそういう意味でちょっと保留したいと思います。今言いましたように、過去にあったそのときの議事録出せると思いますので、過去こういうで承認したんだが守っていないのはいかなものかつちゅーのも含めて、言ってもらふということにしましょう。よろしいでしょうか。はい、そしたら保留ということによろしいですね。保留ということで賛成の方は挙手お願いします。はい、じゃあ全員の賛成ということでこれは保留させていただきます。

次に、議案第3号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13と14を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北東6.7kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー3で示しています。転用目的については、所有権移転で桜の木の新植です。当該地は、以前より耕作されておらず、譲渡人より自身が高齢で今後も維持管理が難しいため、譲受人に引き取ってほしいとの申し出があったためこの度の申請に及んだとのことです。取得後は譲受人が当該地を整備し、桜の木を植えて管理をする予定です。また、当該地内に電柱が設置されているため、新植をすることで送電に支障をきたさないか〇〇に問い合わせたところ、新植については問題無く、申請をし

てもらえれば電柱を移設可能との回答がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 今ご説明がありましたように当該地は今耕作をされていない土地なので、周辺を譲受人等が景観整備をして綺麗な、圃場の法面等にも景観整備しているので、問題ないと思います。

永田委員 電線等も移設してもらえとのことなんで問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号3番は原案のとおり決定致しました。

(塩田委員退出)

次に、議案第3号4番でございますが、この件は塩田委員に関係する事項であります。農業委員会等の法律第31条の議事参与の制限により、議事に参与することができません。先月は発言をしないとのことで席についてもらいましたが、これから他の市町と同様に関係する方は退席してもらうことにします。農業委員と農地利用最適化推進委員の全員に当てはまる事で、これから申請地に隣接する土地がある委員の方、若しくは委員自身が申請した場合は、退席といたします。ただし、農用地利用集積計画で、利用権の設定に名前があった場合は例外とします。それでは議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号15と16を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南0.8kmに位置する第三種農地で、位置は5条ー4で示しています。こちらは、先月の総会にて保留扱いとした案件です。転用目的については、所有権移転で

駐車場及び作業場です。譲受人は、柳井市近辺を中心として事業用地の草刈りや木の伐採、防草シートの布設を請け負っているとのことで、住所地は島根県となっておりますが、現在平生町内の借家に居住実態があり、仕事をされています。現場が柳井市近辺であることが多く、この近辺で用具の保管及び作業のできる土地を必要としていたため、このたびの申請に及んだとのことです。

具体的には、〇〇は、同時に取得する竹林の伐採した竹の一時置場、事業で発生した伐採後の木、竹、刈草置場及び用具置場及び作業場として利用し、また整備事業を行う上での防草シート等用具の置場として利用するとのことです。

転用予定箇所である〇〇の一部は隣接農地所有者が営農管理上、長年通行を行っていた箇所が含まれており、隣接農地所有者からの要望に配慮し、土地利用計画図に記載があるとおおり、通行に必要な3m幅の通路が確保されております。通路については、隣接農地所有者が営農に支障が出ないよう通路を確実に確保する旨を約束した誓約書が、譲受人から提出されていることを確認しております。

また、今回の申請と併せて近くの建物を購入予定であり、そちらは作業小屋及び用具置場兼休憩所として利用予定とのことですので、申し添えます。

以上です。

議長 本案件は塩田委員に関係する事項ですので、塩田委員は議事に参与することが出来ません。つきましては、私（南委員）より補足説明をいたします。

南委員 △△も道路からすぐ入れるということで確認願ったと思います。ということで問題無いと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

今井委員 〇〇について町道から入るのにだいぶ法面になっておりますが大丈夫でしょうか。

議長 その土地は宅地ですから農業委員会の範疇ではないです。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第3号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号4番は原案のとおり決定致しました。

(塩田委員着席)

次に、議案第3号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号17と18を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より西0.6kmに位置する第三種農地です。位置は5条-5で示しています。こちらも、先月の総会にて保留扱いとした案件です。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。先月総会でご指摘がありました点について、確認済みの内容についてご報告いたします。まず、現在の耕作状況についてです。当該地は利用権設定が結ばれていた土地ですが、令和5年11月15日を以て利用権を解約する旨の申出書が提出されていることを確認しております。また、フェンスについては、業者に掛け合い、前回の設置予定場所から50cm程内側に設置するよう調整済みです。また、福本委員の方にもご協力いただき、水道(みずみち)についても支障はなく、隣接農地所有者の合意が取れていることも確認済みです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては地域の方にも説明をされたということで北側と東側のフェンスを境から50センチセットバックするということになりましたので問題はありません。

南委員 私もそういうことで問題無いと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号5番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号19から23に記載しております。今回は新規25筆、30,717 m² 及び更新56筆94,471 m²となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

議長 次に議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号25から27に記載しております。対象地は、役場より南1.6kmに位置する農振農用地です。位置は意見聴取－1で示しています。本議案は農業振興法施行令第3条第3項に基づき農業振興地域整備計画の変更

をする際に、土地改良区、農業協同組合及び農業委員会の意見を求めることになっております。本議案では、農家住宅を建築するために農業振興地域整備計画の除外を行います。ページ番号26及び27に土地の詳細、計画平面図を添付しておりますので、お読み取りください。

また、本議案については、総会后、山口県に意見照会をしますが、事前相談は済ましており問題ないとの回答をいただいている状況です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 問題ありません。

重森委員 圃場整備を始める前にやるという話でしたが、その後、隣接の所有者がやらないということになりまして、圃場整備から除外されたものですから別に問題ございません。作るのはお孫さんが作るそうです。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

今、西田布施・友石で圃場整備をしておってこの3月末に完成するんですが、あの辺に家を作ろうと思えばこういった大変な手続きがいります。当然農業振興地域ですから農業をするための水道とかいろいろな耕作するときの妨げになりますのでこういった地域には必ずこういった形で申請が出なければ家が作れないということです。自分方の土地だから勝手に家を作っても良いという感覚で皆さんやられてますが、農地はそういうわけにはいかないので今度町の広報で周知してみてもどうでしょうか。後で始末書出すことが多いし何のための法律なんかわからんので時々周知してもらえればと思います。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第3号は『意見なし』とさせていただきます。

議長 次に「議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の

説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 29 から 31 に記載しております。こちらは、平成 30 年 3 月に作成し、昨年の 4 月 1 日施行の農業委員会法の改正に伴い、当該法改正に沿う項目を追記した、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の単年度版の位置づけにあるものです。

数値目標につきましては、昨年度目標数値を踏襲したものとなっており、先程説明しました指針の目標数値とも整合を取ったものとなっております。

なお、30 ページ上段より農地の集積に係る記載をしております。現時点での担い手への集積率は 34.8% です。これを来年度 70% にすることが目標です。また、遊休農地の解消については、現時点の 95.8 h a から 31.9 h a 解消することが目標です。

続いて 31 ページ上段の新規参入についてですが、過去 3 年間の農地の権利移動面積の平均値の 1 割である 5.2ha を新規参入者へ新たに貸し付けるといった目標を定めております。以下の最適化活動の目標設定からは昨年度と同様の目標値を設定しております。

目標数値については、昨年の総会時にも申しあげたとおり無謀な数値であります。現状として国の補助金を受けるためには設定せざるを得ない状況です。

なお、目標達成できない場合のペナルティは現状ございません。

また、最適化活動に係る月 8 日間の活動に必要な報告書類等の作成については、引き続き事務局の方で対応していく予定です。

現状として、目標数値については、以前のように町農業委員会独自での実態に即した数値が設定できない状況の中で、皆様にご審議いただく事は心苦しい限りですが、以上のことを踏まえた上で、審議をお願いいたします。以上です。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。

今説明がありましたが無謀な計画ということがありましたがあくまでも無謀じゃなくて先ほど話した西田布施・友石の圃場整備の地区もおそらく8割から9割くらいは担い手に作ってもらう予定にしています。従って圃場整備ができたところは集約してますんであと本町、新町これが大変大きな面積ありますし、中郷はそんなに大きくないですが、そういう形で圃場整備しているところについては、最終的に集約して、担い手で農地を荒らさないようにしていきたいと思いますので、そういう方向に向かっているということの計画ということを含みおいてですね、この現状は難しい数字も並んでおりますけどもそういう方向で今がんばっておるということでご理解頂いて出そうと思いますが皆様方の意見を伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

永田さん、どうでしょうか。

永田委員 圃場整備後の耕作者がどうかというのと、あと5年から10年後ちゃんと耕作できるかと言う懸念を私は持っております。

議長 ありがとうございます。おそらく小坂さんもそういう懸念を持たれておると思いますが、そのことについては、今度23日に土地改良の方の総代会があるんですが、圃場整備ができたところの営農について、法人を入れたりですねそういった形で少しでも安定して経営ができるような形を田布施町、農業委員会、農協なり、県の農業関係の部署等を含めてですね、何か田布施方式の営農を作ったらどうかということで提案しようと思いますので、また、これは3年から5年の長い計画になると思いますのでご理解いただければと思います。何かその他にありますか。山城さんも囁んじょってですよ。

山城委員 自分も一部耕作している部分もあるんですけどいつまでできるかなというところが懸念ではあります。どなたも同じではあるとは思いますが。

議長 そういう意味じゃ川脇さんところの小行司が一番はじめに圃場整備を始められて、皆で集団でやろうということであまりずっと続いております

んでね、小行司はそういう意味じゃある程度担い手がいらっしゃるということ
で・・・厳しいですか？

川協委員 厳しいです。

議長 とはいっても3年か5年前には小行司祭りとかいろんな事を企画されて若い方も引っ張っていってくださったんでね、またそういう活動もお願いできたらと思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑等を終了します。次に、議案第6号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり決定しました。

次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号32をご覧ください。申請地は、役場より南東3kmに位置する第三種農地です。位置は畑造ー1で示しています。利用計画について、いちじく、みかん、ブルーベリーなどの果樹栽培ということで申請されています。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 大丈夫だと思います。

重森委員 ここの土地については現在埋まっております、なぜかという当初残土の仮置きをしておりましたが、申請者が果樹を育てるから置いたままにして欲しいということで埋立がそのままになったみたいです。別に問題ございません。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこ

れは受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第3回田布施町農業委員会総会を閉会します。